

## 議案第13号

### 東京都三市収益事業組合同規約の変更について

東京都三市収益事業組合同規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項により、関係市の協議により定める必要があるため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成29年2月21日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

### 提案理由

東京都三市収益事業組合同議会の議員定数を減ずるため、東京都三市収益事業組合同規約の一部を変更する必要がある。

### 東京都三市収益事業組合同規約の一部を改正する規約

東京都三市収益事業組合同規約（昭和48年2月22日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「9人」を「6人」に、「3人」を「2人」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規約の施行の際現に在職する議員については、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。